

南極投票人証

投票人名簿に記載  
されている住所

氏 名

上記の者は、投票人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日交付

都（道府県）郡（市）（区）町（村）

選挙管理委員会委員長 氏 名 印

投票期日	令第67条の規定による 投票用紙の交付	令第85条の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票 用紙の返還	投票送信用紙 の返還	通常の 投票
		南極地域調査組織の 長に対する交付	南極調査員に対する 交付			
何年何月 何日	何県何郡（市）（区） 何町（村）交付	何県何郡（市）（区） 何町（村）交付	交付	受領	受領 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">選挙管理 委員会 委員長印</div>	交付

備考 この証明書の有効期間は、交付の日から国民投票の期日又は南極調査期間が満了する日（何年何月何日）のいずれか早い日までとする。

備考

- 1 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
- 2 令第47条第3項の規定によって記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
- 3 令第67条第1項の規定によって記入する場合には、「令第67条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 4 令第85条第3項において準用する令第82条第4項の規定によって記入する場合には、「南極地域調査組織の長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 5 令第85条第3項において準用する令第82条第15項の規定によって記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。